

# 運輸審議会半年報

令和元年7月～12月

国土交通省運輸審議会

## は し が き

令和元年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。



## 運輸審議会半年報

令和元年7月～12月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	4
III	答申書	
1	鉄・軌道	
	令元第3001号 北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上 限変更認可申請について	5
2	航空	
	令元9001号 スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請につい て	24
	令元9002号 日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株 式会社ジェイエア、日本エアコミューター株式会社、全日本空   輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式 令元9048号 会社、株式会社AIRDO、株式会社ソラシドエア、株式会 社スターフライヤー、Peach Aviation株式会社、 ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社、 アイベックスエアラインズ株式会社、天草エアライン株式会 社、株式会社フジドリームエアラインズ、オリエンタルエアブ リッジ株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社からの混雑 空港運航許可申請について	27
IV	公聴会	54
V	説明聴取事案	55
VI	過去の答申に基づくフォローアップ	55
VII	報告聴取	56
VIII	委員の構成等	57

# I 今期の活動概要

## ■ 概況

今期は、審議案件が52件あり、答申を49件（鉄・軌道1件、航空48件）、国土交通省設置法第15条第3項に該当する事案（以下、「説明聴取事案」という。）の認定を3件（鉄・軌道3件）行った。

### 1 審議案件

#### ○ 鉄・軌道

5月15日に諮問された北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請事案について、同月16日及び23日並びに6月4日及び20日に審議の上、職権により7月1日に北海道札幌市において運輸審議会主宰の公聴会を開催し、同月2日に現地調査を実施した。更に7月9日、16日、18日及び23日に審議の上、同月25日に認可することが適当である旨答申した。

北総鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃の上限変更認可申請事案について、7月25日に説明を聴取し、8月1日に説明聴取事案として認定した。

札幌市からの軌道運送高度化実施計画変更認定申請事案について、9月24日に説明を聴取し、10月8日に説明聴取事案として認定した。

広島電鉄株式会社からの軌道事業の特許申請事案について、10月3日に説明を聴取し、同月17日に説明聴取事案として認定した。

#### ○ 航空

9月18日に諮問されたスカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請事案について、同月19日及び10月8日に審議の上、同月15日に許可することが適当である旨答申した。

11月19日に諮問された日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ジェイエア、日本エアコミューター株式会社、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社AIRDO、株式会社ソラシドエア、株式会社スターフライヤー、Peach Aviation株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社、天草エアライン株式会社、株式会社フジドリームエアラインズ、オリエンタルエアブリッジ株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案について、同月21日及び26日並びに12月3日、10日及び12日に審議の上、同月19日に許可することが適当である旨答申した。

### 2 その他案件

#### ○ 過去の答申に基づくフォローアップ

12月17日に自動車局からタクシー特定地域の現状について説明を聴取した。（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長について（平成30年5月17日、同年7月5日、平成31年2月2

6日及び令和元年6月6日答申)のフォローアップ)

○ 現地調査

7月2日に札沼線(北海道医療大学駅～新十津川駅)について、現地調査を行った。

○ 報告聴取

30件の案件について報告を聴取した。



北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金  
の上限変更認可申請事案に関する公聴会



北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金  
の上限変更認可申請事案に関する現地調査

## II 運輸審議会審議事案等の処理状況

〔 令和元年 7 月 1 日から  
令和元年 12 月 31 日まで 〕

### 1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	1	0	48	0	0	0	0	49
公聴会開催事案件数	1	0	0	0	0	0	0	1
意見聴取実施事案件数	0	0	0	0	0	0	0	0
部会審議事案件数	0	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	3	0	0	0	0	0	0	3
事 後 通 知 事 案 件 数	58	212	2	0	0	0	0	272

### 2 その他の状況

	鉄・軌道	自動車	航空	港湾	海運	運輸安全	その他	計
過去の答申に基づく フォローアップ件数	0	1	0	0	0	0	0	1
報 告 聴 取 件 数	4	4	4	1	1	1	15	30
現 地 調 査 件 数	1	0	0	0	0	0	0	1

### Ⅲ 答申書

#### 1 鉄・軌道

○国土交通省告示第 345 号（令和元年 8 月 7 日）

国運審第 17 号  
令和元年 7 月 25 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の  
上限変更認可申請について

令元第 3001 号

令和元年 5 月 15 日付け国鉄事第 6 号をもって諮問された上記の事案については、令和元年 7 月 1 日北海道において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。



## 主 文

北海道旅客鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客の運賃及び料金（以下「旅客運賃等」という。）の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、昭和62年の設立以来、道内の基幹的輸送機関として輸送サービスを提供してきたが、道内の人口減少等による鉄道運輸収入の減少及び経済情勢の変化による経営安定基金の運用益の減少等により経営環境は厳しいものとなった。しかし、20年以上にわたり、消費税率の引き上げに伴う転嫁を除き、運賃改定を行わない一方で、収支均衡を図るために、安全確保のための費用を含めて必要な費用を削減してきた。

このような背景の下、平成23年5月の石勝線列車脱線火災事故をはじめ、一連の事故等を生じさせたことから、国土交通大臣から「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」（平成26年1月24日）を受け、絶対に守るべき安全の基準を維持するために必要な投資と修繕を行うこととし、更なる赤字を計上することとなった。

このような厳しい経営状況が続く中、申請者は国土交通大臣から「事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」（平成30年7月27日）を受け、北海道新幹線の札幌延伸の効果が発現する2031年度に経営自立を目指す長期経営ビジョン、中期経営計画及び事業計画（以下「長期経営ビジョン等」という。）を策定した。これらの長期経営ビジョン等に基づき、輸送サービスの向上及び利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区の維持のため、申請者の最大限の経営努力を前提として、令和元年10月1日に実施予定の消費税率8%から10%への引き上げ相当分を含めて、旅客運賃等の上限変更認可を申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃等の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項及び関係通達に基づき、当該旅客運賃等の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、鉄道事業法第16条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会において申請者の陳述及び一般公述人の公述を聴取し、さらに当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説

明等に基づいて検討を行った。その結果は、旅客運賃等の上限を主文のとおり改定した場合、平年度（原価計算期間）である令和2年度から令和4年度までの3年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は403,514百万円と見込まれ、これに対して、総収入は363,921百万円と見込まれるので、差引き39,592百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃等の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2. の認可基準に適合するものとして、鉄道事業法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

## 要望事項

運輸審議会において、北海道旅客鉄道株式会社が本年4月に策定・公表した長期経営ビジョン等を踏まえた将来の原価及び収入について、総括原価方式の下、厳正に審査を行った結果、鉄道事業法第16条第2項及び関係通達の要件に適合することを確認し、諮問のとおり、答申をとりまとめるに至った。

今般の運賃及び料金改定（以下「運賃等改定」という。）は、北海道旅客鉄道株式会社がその経営自立に向け、長期経営ビジョン等に基づく取組を確実に実施することをはじめとした最大限の経営努力を行うことを前提として実施されるものであることに鑑み、国土交通大臣は、同社の経営自立の達成に向け、以下の取組を行って頂きたい。

- (1) 長期経営ビジョン等に基づく同社の取組を検証し、その確実な実施のために必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 同社の経営自立に向けた国の支援に関しては、同社による経営改善に向けた取組状況と、同社及び地域の関係者による事業計画に基づく取組状況を検証し、着実な進展が確認されることを前提として、所要の法律案を国会に提出することを検討すること。
- (3) 上記に加え、同社の下記事項の取組について、その確実な実施のために必要な指導・助言を行うこと。
  - ・ 輸送の安全確保が第一であることを認識し、そのための設備投資や修繕費を確保すること。
  - ・ 同社が抱える様々な課題について、関係者との調整を可能な限り迅速に進めること。特に、同社単独では維持することが困難な線区について、地元自治体も含めた関係者との調整を迅速に進めること。
  - ・ 今般の運賃等改定について、改定率が区間によって異なることを含めて利用者の理解を得られるよう、引き続き、様々な機会を捉えてその必要性及び効果等を説明すること。また、運賃等改定の効果を利用者に実感してもらえよう、具体的なサービス向上の取組を実施するとともに、その内容について、様々な機会を捉えて利用者に説明すること。

別紙

すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税（１０％）を含んだ以下の額を上限額とする。

1. 北海道旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合の鉄道の普通旅客運賃

(1) 鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算

鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日（鉄業第91号）で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ10円未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。

ただし、賃率等のうち一部を(2)～(4)のとおり変更する。

(2) 幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等

①賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率200キロメートルまでの部分17円85銭を19円70銭に変更する。

②営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃

前①にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	264円	290円
11 - 15	310円	340円
16 - 20	400円	440円
21 - 25	491円	540円
26 - 30	582円	640円
31 - 35	682円	750円
36 - 40	782円	860円
41 - 45	882円	970円
46 - 50	1,028円	1,130円
51 - 60	1,173円	1,290円
61 - 70	1,355円	1,490円
71 - 80	1,528円	1,680円
81 - 90	1,719円	1,890円
91 - 100	1,910円	2,100円

(3) 地方交通線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等

①賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率182キロメートルまでの部分19円60銭を21円60銭に変更する。

②営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃

前①にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円
11 - 15	310円	340円
16 - 20	400円	440円
21 - 23	491円	540円
24 - 28	582円	640円
29 - 32	682円	750円
33 - 37	782円	860円
38 - 41	882円	970円
42 - 46	1,028円	1,130円
47 - 55	1,173円	1,290円
56 - 64	1,355円	1,490円
65 - 73	1,528円	1,680円
74 - 82	1,719円	1,890円
83 - 91	1,910円	2,100円
92 - 100	2,110円	2,320円

- (4) 幹線と地方交通線を連続して乗車し、その営業キロが10キロメートルまでの場合現行の運賃を、次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円

2. 北海道旅客鉄道株式会社と北海道旅客鉄道株式会社以外の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する場合の鉄道の普通旅客運賃の基準額

- (1) 鉄道の普通旅客運賃の基準額の計算方法及び端数計算

鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日（鉄業第91号）で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ、10円未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。

- (2) 10キロメートルまでの普通旅客運賃の基準額

区分 営業 キロ	幹線のみを 乗車する場合		地方交通線のみを 乗車する場合		幹線と地方交通線とを 連続して乗車する場合	
	税抜 基準額	基準額	税抜 基準額	基準額	税抜 基準額	基準額
1 - 3	134円	150円	134円	150円	134円	150円
4 - 6	172円	190円	172円	190円	172円	190円
7 - 10	181円	200円	191円	210円	191円	210円

### 3. 鉄道の定期旅客運賃

#### (1) 通勤定期旅客運賃

別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6のとおり変更する。

#### (2) 通学定期旅客運賃

別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11及び別表第12のとおり変更する。

### 4. 鉄道の特別急行料金

北海道新幹線の各駅相互間の特別急行料金の額は、現行料金を次のとおり変更する。

	新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
奥津軽 いまべつ	2,030 円		
木古内	4,000 円	2,030 円	
新函館 北斗	4,000 円	4,000 円	2,030 円

### 5. その他

免税の運賃及び料金は消費税及び地方消費税を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

別表第1 幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	6,600	18,790	31,820	51	35,290	100,770	190,400
2	6,600	18,790	31,820	52	35,910	102,400	193,650
3	6,600	18,790	31,820	53	36,460	103,790	196,440
4	7,890	22,500	38,160	54	37,150	105,880	200,160
5	7,890	22,500	38,160	55	37,690	107,510	201,550
6	7,890	22,500	38,160	56	38,310	109,130	201,550
7	9,200	26,260	44,470	57	38,780	110,530	201,550
8	9,200	26,260	44,470	58	39,470	112,620	201,550
9	9,200	26,260	44,470	59	40,020	114,240	201,550
10	9,200	26,260	44,470	60	40,640	115,870	201,550
11	10,980	31,270	53,000	61	41,030	117,200	221,000
12	10,980	31,270	53,000	62	41,570	118,540	224,220
13	10,980	31,270	53,000	63	42,200	120,420	227,430
14	10,980	31,270	53,000	64	42,730	121,760	230,650
15	10,980	31,270	53,000	65	43,450	123,910	233,870
16	14,100	40,150	68,110	66	43,980	125,520	233,870
17	14,100	40,150	68,110	67	44,520	126,860	233,870
18	14,100	40,150	68,110	68	45,150	128,740	233,870
19	14,100	40,150	68,110	69	45,770	130,610	233,870
20	14,100	40,150	68,110	70	46,170	131,540	233,870
21	17,590	50,160	85,150	71	46,170	131,540	248,570
22	17,590	50,160	85,150	72	46,870	133,660	252,200
23	17,590	50,160	85,150	73	47,380	134,870	255,230
24	17,590	50,160	85,150	74	47,980	136,680	258,250
25	17,590	50,160	85,150	75	48,380	137,890	260,670
26	20,540	58,640	102,070	76	49,190	140,010	262,480
27	20,930	59,560	102,070	77	49,690	141,520	262,480
28	20,930	59,560	102,070	78	50,200	143,340	262,480
29	20,930	59,560	102,070	79	50,800	144,850	262,480
30	20,930	59,560	102,070	80	51,410	146,660	262,480
31	23,270	66,290	116,640	81	52,960	151,050	285,770
32	23,850	67,910	116,640	82	53,520	152,750	288,490
33	24,170	68,850	116,640	83	54,090	154,450	291,890
34	24,170	68,850	116,640	84	54,770	155,810	294,610
35	24,170	68,850	116,640	85	55,450	157,850	298,020
36	26,210	74,610	133,440	86	55,910	159,550	298,020
37	26,780	76,320	133,440	87	56,590	161,250	298,020
38	27,240	77,710	133,440	88	57,150	162,620	298,020
39	27,610	78,640	133,440	89	57,720	164,320	298,020
40	27,610	78,640	133,440	90	58,290	166,020	298,020
41	29,040	82,760	150,160	91	58,460	166,700	314,500
42	29,450	83,810	150,160	92	59,090	168,210	318,280
43	29,860	85,030	150,160	93	59,470	169,720	320,540
44	30,440	86,780	150,160	94	60,230	171,610	324,320
45	30,850	87,820	150,160	95	60,730	173,120	326,590
46	33,290	94,780	178,590	96	61,360	174,640	327,350
47	33,630	95,800	178,590	97	61,990	176,530	327,350
48	34,100	97,230	178,590	98	62,500	178,040	327,350
49	34,510	98,450	178,590	99	63,000	179,550	327,350
50	34,920	99,670	178,590	100	63,630	181,440	327,350

別表第2 地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	6,600	18,790	31,820	51	38,780	110,530	201,550
2	6,600	18,790	31,820	52	39,470	112,620	201,550
3	6,600	18,790	31,820	53	40,020	114,240	201,550
4	8,310	23,720	40,230	54	40,640	115,870	201,550
5	8,310	23,720	40,230	55	41,570	118,540	208,980
6	8,310	23,720	40,230	56	41,570	118,540	224,220
7	9,580	27,270	46,220	57	42,200	120,420	227,430
8	9,580	27,270	46,220	58	42,730	121,760	230,650
9	9,580	27,270	46,220	59	43,450	123,910	233,870
10	9,580	27,270	46,220	60	43,980	125,520	233,870
11	10,980	31,270	53,000	61	45,150	128,740	233,870
12	10,980	31,270	53,000	62	45,770	130,610	233,870
13	10,980	31,270	53,000	63	46,400	132,220	233,870
14	11,690	33,350	56,550	64	46,760	133,030	235,480
15	11,690	33,350	56,550	65	46,870	133,660	252,200
16	14,100	40,150	68,110	66	47,380	134,870	255,230
17	14,100	40,150	68,110	67	47,980	136,680	258,250
18	14,100	40,150	68,110	68	48,380	137,890	260,670
19	14,760	42,060	71,440	69	49,190	140,010	262,480
20	14,760	42,060	71,440	70	49,690	141,520	262,480
21	17,590	50,160	85,150	71	50,800	144,850	262,480
22	17,590	50,160	85,150	72	51,410	146,660	262,480
23	18,240	52,000	88,450	73	53,320	151,800	269,740
24	20,930	59,560	102,070	74	53,520	152,750	288,490
25	20,930	59,560	102,070	75	54,090	154,450	291,890
26	20,930	59,560	102,070	76	54,770	155,810	294,610
27	20,930	59,560	102,070	77	55,450	157,850	298,020
28	21,310	60,830	103,220	78	55,910	159,550	298,020
29	23,850	67,910	116,640	79	56,590	161,250	298,020
30	24,170	68,850	116,640	80	57,150	162,620	298,020
31	24,170	68,850	116,640	81	58,290	166,020	298,020
32	24,750	70,470	119,880	82	58,970	168,060	301,420
33	26,780	76,320	133,440	83	59,090	168,210	318,280
34	27,240	77,710	133,440	84	59,470	169,720	320,540
35	27,610	78,640	133,440	85	60,230	171,610	324,320
36	27,610	78,640	133,440	86	60,730	173,120	326,590
37	28,070	80,030	136,530	87	61,360	174,640	327,350
38	29,450	83,810	150,160	88	61,990	176,530	327,350
39	29,860	85,030	150,160	89	62,500	178,040	327,350
40	30,440	86,780	150,160	90	63,000	179,550	327,350
41	31,600	90,090	155,390	91	63,630	181,440	328,100
42	33,630	95,800	178,590	92	63,750	182,070	344,940
43	34,100	97,230	178,590	93	64,450	183,740	348,280
44	34,510	98,450	178,590	94	65,150	185,410	351,620
45	34,920	99,670	178,590	95	65,840	187,500	355,800
46	35,600	101,500	179,810	96	66,540	189,590	359,140
47	35,910	102,400	193,650	97	67,230	191,260	361,640
48	36,460	103,790	196,440	98	67,930	193,350	361,640
49	37,150	105,880	200,160	99	68,490	195,440	361,640
50	37,690	107,510	201,550	100	69,320	197,520	361,640



別表第3

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10kmまでの場合

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	6,600	18,790	31,820
2	6,600	18,790	31,820
3	6,600	18,790	31,820
4	8,310	23,720	40,230
5	8,310	23,720	40,230
6	8,310	23,720	40,230
7	9,580	27,270	46,220
8	9,580	27,270	46,220
9	9,580	27,270	46,220
10	9,580	27,270	46,220

(2) 発着区間の営業キロが10kmを超える場合

発着区間の営業キロが10kmを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（別表第1）を適用する。

別表第4 幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160	51	24,790	70,640	133,830
2	4,620	13,170	22,160	52	25,260	71,980	136,390
3	4,620	13,170	22,160	53	25,660	73,110	138,530
4	5,600	16,000	26,920	54	26,190	74,660	141,440
5	5,600	16,000	26,920	55	26,610	75,850	142,560
6	5,600	16,000	26,920	56	27,070	77,140	142,560
7	5,940	16,930	28,520	57	27,480	78,320	142,560
8	5,940	16,930	28,520	58	28,010	79,850	142,560
9	5,940	16,930	28,520	59	28,440	81,010	142,560
10	5,940	16,930	28,520	60	28,900	82,350	142,560
11	7,260	20,690	34,840	61	29,280	83,470	158,110
12	7,260	20,690	34,840	62	29,710	84,680	160,460
13	7,260	20,690	34,840	63	30,190	86,060	163,050
14	7,260	20,690	34,840	64	30,610	87,260	165,330
15	7,260	20,690	34,840	65	31,180	88,850	167,900
16	9,900	28,210	47,520	66	31,580	90,060	167,900
17	9,900	28,210	47,520	67	32,000	91,240	167,900
18	9,900	28,210	47,520	68	32,500	92,610	167,900
19	9,900	28,210	47,520	69	32,990	94,020	167,900
20	9,900	28,210	47,520	70	33,470	95,390	167,900
21	12,540	35,730	60,180	71	33,750	96,210	182,290
22	12,540	35,730	60,180	72	34,330	97,850	185,400
23	12,540	35,730	60,180	73	34,730	98,980	187,520
24	12,540	35,730	60,180	74	35,210	100,350	190,160
25	12,540	35,730	60,180	75	35,600	101,450	192,210
26	14,750	42,040	72,860	76	36,180	103,070	193,240
27	15,010	42,810	72,860	77	36,590	104,250	193,240
28	15,010	42,810	72,860	78	37,040	105,590	193,240
29	15,010	42,810	72,860	79	37,510	106,940	193,240
30	15,010	42,810	72,860	80	38,010	108,310	193,240
31	17,100	48,730	85,540	81	38,660	110,230	208,870
32	17,560	50,030	85,540	82	39,130	111,520	211,280
33	17,810	50,750	85,540	83	39,590	112,840	213,790
34	17,810	50,750	85,540	84	40,050	114,150	216,280
35	17,810	50,750	85,540	85	40,600	115,690	218,580
36	19,330	55,080	98,220	86	41,050	116,980	218,580
37	19,780	56,390	98,220	87	41,490	118,300	218,580
38	20,170	57,490	98,220	88	41,950	119,590	218,580
39	20,460	58,310	98,220	89	42,420	120,900	218,580
40	20,460	58,310	98,220	90	42,870	122,170	218,580
41	21,470	61,170	110,880	91	43,250	123,240	233,520
42	21,790	62,100	110,880	92	43,760	124,720	236,300
43	22,110	63,060	110,880	93	44,130	125,820	238,370
44	22,580	64,330	110,880	94	44,670	127,300	241,240
45	22,910	65,310	110,880	95	45,070	128,450	243,360
46	22,990	65,500	123,560	96	45,580	129,910	243,940
47	23,260	66,350	123,560	97	46,100	131,360	243,940
48	23,630	67,390	123,560	98	46,510	132,510	243,940
49	23,950	68,250	123,560	99	46,990	133,970	243,940
50	24,250	69,150	123,560	100	47,510	135,400	243,940

別表第5 地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160	51	27,480	78,320	142,560
2	4,620	13,170	22,160	52	28,010	79,850	142,560
3	4,620	13,170	22,160	53	28,440	81,010	142,560
4	5,940	16,930	28,520	54	28,900	82,350	142,560
5	5,940	16,930	28,520	55	29,280	83,470	142,560
6	5,940	16,930	28,520	56	29,710	84,680	160,460
7	6,260	17,890	30,100	57	30,190	86,060	163,050
8	6,260	17,890	30,100	58	30,610	87,260	165,330
9	6,260	17,890	30,100	59	31,180	88,850	167,900
10	6,260	17,890	30,100	60	31,580	90,060	167,900
11	7,260	20,690	34,840	61	32,500	92,610	167,900
12	7,260	20,690	34,840	62	32,990	94,020	167,900
13	7,260	20,690	34,840	63	33,470	95,390	167,900
14	7,260	20,690	34,840	64	33,750	96,210	167,900
15	7,260	20,690	34,840	65	34,330	97,850	185,400
16	9,900	28,210	47,520	66	34,730	98,980	187,520
17	9,900	28,210	47,520	67	35,210	100,350	190,160
18	9,900	28,210	47,520	68	35,600	101,450	192,210
19	9,900	28,210	47,520	69	36,180	103,070	193,240
20	9,900	28,210	47,520	70	36,590	104,250	193,240
21	12,540	35,730	60,180	71	37,510	106,940	193,240
22	12,540	35,730	60,180	72	38,010	108,310	193,240
23	12,540	35,730	60,180	73	38,660	110,230	193,240
24	15,010	42,810	72,860	74	39,130	111,520	211,280
25	15,010	42,810	72,860	75	39,590	112,840	213,790
26	15,010	42,810	72,860	76	40,050	114,150	216,280
27	15,010	42,810	72,860	77	40,600	115,690	218,580
28	15,180	43,270	72,860	78	41,050	116,980	218,580
29	17,560	50,030	85,540	79	41,490	118,300	218,580
30	17,810	50,750	85,540	80	41,950	119,590	218,580
31	17,810	50,750	85,540	81	42,870	122,170	218,580
32	17,820	50,790	85,540	82	43,250	123,240	218,580
33	19,780	56,390	98,220	83	43,760	124,720	236,300
34	20,170	57,490	98,220	84	44,130	125,820	238,370
35	20,460	58,310	98,220	85	44,670	127,300	241,240
36	20,460	58,310	98,220	86	45,070	128,450	243,360
37	20,460	58,310	98,220	87	45,580	129,910	243,940
38	21,790	62,100	110,880	88	46,100	131,360	243,940
39	22,110	63,060	110,880	89	46,510	132,510	243,940
40	22,580	64,330	110,880	90	46,990	133,970	243,940
41	22,990	65,500	110,880	91	47,260	134,680	243,940
42	23,260	66,350	123,560	92	47,800	136,270	258,150
43	23,630	67,390	123,560	93	48,290	137,590	260,710
44	23,950	68,250	123,560	94	48,780	139,010	263,380
45	24,250	69,150	123,560	95	49,300	140,500	266,230
46	24,790	70,640	123,560	96	49,850	142,040	269,140
47	25,260	71,980	136,390	97	50,300	143,400	270,860
48	25,660	73,110	138,530	98	50,850	144,940	270,860
49	26,190	74,660	141,440	99	51,340	146,340	270,860
50	26,610	75,850	142,560	100	51,890	147,880	270,860

別表第6

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(1) 発着区間の営業キロが1～10kmまでの場合

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160
2	4,620	13,170	22,160
3	4,620	13,170	22,160
4	5,940	16,930	28,520
5	5,940	16,930	28,520
6	5,940	16,930	28,520
7	6,260	17,890	30,100
8	6,260	17,890	30,100
9	6,260	17,890	30,100
10	6,260	17,890	30,100

(2) 発着区間の営業キロが10kmを超える場合

発着区間の営業キロが10kmを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（別表第4）を適用する。

別表第7 幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,780	10,760	20,450	51	17,030	48,530	91,950
2	3,780	10,760	20,450	52	17,340	49,460	93,810
3	3,780	10,760	20,450	53	17,650	50,160	95,200
4	4,340	12,330	23,400	54	17,880	50,850	96,600
5	4,680	13,370	25,290	55	18,270	52,010	98,450
6	5,030	14,310	27,180	56	18,580	52,940	100,310
7	5,950	16,970	32,160	57	18,730	53,410	101,240
8	6,530	18,640	35,290	58	19,120	54,570	103,560
9	6,960	19,840	37,480	59	19,500	55,500	104,950
10	7,130	20,360	38,520	60	19,740	56,320	106,740
11	8,240	23,500	44,430	61	19,760	56,320	106,740
12	8,400	23,990	45,410	62	20,120	57,390	108,890
13	8,570	24,480	46,390	63	20,470	58,470	110,500
14	8,790	25,090	47,490	64	20,740	59,270	112,110
15	8,790	25,090	47,490	65	21,100	60,080	113,720
16	10,220	29,150	55,120	66	21,460	61,150	115,860
17	10,450	29,780	56,390	67	21,630	61,690	116,940
18	10,450	29,780	56,390	68	22,080	63,030	119,620
19	10,610	30,250	57,340	69	22,170	63,300	120,150
20	10,800	30,810	58,290	70	22,480	64,100	121,560
21	10,950	31,200	59,100	71	22,480	64,110	121,560
22	11,110	31,690	60,070	72	22,780	65,020	123,380
23	11,110	31,690	60,070	73	23,280	66,230	125,800
24	11,240	32,080	60,830	74	23,490	66,830	127,010
25	11,250	32,140	60,830	75	23,690	67,440	127,610
26	11,250	32,140	60,830	76	23,990	68,340	129,430
27	11,250	32,140	60,830	77	24,290	69,250	131,240
28	11,400	32,600	61,750	78	24,700	70,460	133,060
29	11,400	32,600	61,750	79	24,800	70,760	134,270
30	11,600	33,060	62,640	80	25,200	71,970	136,080
31	11,610	33,080	62,640	81	25,970	73,820	140,160
32	11,610	33,080	62,640	82	26,200	74,500	141,520
33	11,700	33,350	63,180	83	26,540	75,520	143,560
34	11,790	33,620	63,720	84	26,760	76,200	144,240
35	12,060	34,430	65,340	85	27,100	77,230	146,290
36	12,180	34,680	65,940	86	27,330	77,910	147,650
37	12,230	34,830	65,940	87	27,670	78,930	149,690
38	12,540	35,760	67,800	88	28,010	79,950	151,730
39	12,590	35,910	68,110	89	28,120	80,290	151,730
40	12,950	36,840	69,970	90	28,580	81,310	154,220
41	13,270	37,890	71,940	91	28,600	81,650	154,220
42	13,500	38,590	72,980	92	28,980	82,780	156,490
43	13,910	39,630	75,080	93	29,230	83,540	158,000
44	14,080	40,160	76,130	94	29,360	83,540	158,760
45	14,430	41,210	78,220	95	29,740	84,670	161,030
46	15,660	44,750	84,610	96	29,990	85,430	161,780
47	15,800	45,150	85,430	97	30,370	86,560	164,050
48	16,270	46,170	87,870	98	30,740	87,320	165,560
49	16,480	46,990	89,090	99	30,870	87,700	166,320
50	16,880	48,210	91,120	100	31,120	88,450	167,830

別表第8 地方交通線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,790	10,800	20,450	51	18,730	53,410	101,240
2	3,790	10,800	20,450	52	19,120	54,570	103,560
3	3,790	10,800	20,450	53	19,500	55,500	104,950
4	4,610	13,140	24,840	54	19,740	56,420	106,810
5	4,980	14,180	26,910	55	20,120	57,390	108,890
6	5,360	15,300	28,980	56	20,120	57,390	108,890
7	6,260	17,820	33,800	57	20,470	58,470	110,500
8	6,880	19,550	37,040	58	20,740	59,270	112,110
9	7,270	20,790	39,310	59	21,100	60,080	113,720
10	7,490	21,330	40,500	60	21,460	61,150	115,860
11	8,570	24,480	46,390	61	22,080	63,030	119,620
12	8,790	25,090	47,490	62	22,170	63,300	120,150
13	8,790	25,090	47,490	63	22,530	64,100	121,760
14	9,930	28,340	51,780	64	22,780	64,900	122,840
15	9,930	28,340	51,780	65	22,780	65,020	123,380
16	10,450	29,780	56,390	66	23,280	66,230	125,800
17	10,610	30,250	57,340	67	23,490	66,830	127,010
18	10,800	30,810	58,290	68	23,690	67,440	127,610
19	11,140	31,760	60,190	69	23,990	68,340	129,430
20	11,240	32,080	60,830	70	24,290	69,250	131,240
21	11,240	32,080	60,830	71	24,800	70,760	134,270
22	11,250	32,140	60,830	72	25,200	71,970	136,080
23	11,250	32,140	60,830	73	26,110	74,390	140,920
24	11,250	32,140	60,830	74	26,200	74,500	141,520
25	11,400	32,600	61,750	75	26,540	75,520	143,560
26	11,400	32,600	61,750	76	26,760	76,200	144,240
27	11,600	33,060	62,640	77	27,100	77,230	146,290
28	11,610	33,080	62,640	78	27,330	77,910	147,650
29	11,610	33,080	62,640	79	27,670	78,930	149,690
30	11,700	33,350	63,180	80	28,010	79,950	151,730
31	12,060	34,430	65,340	81	28,580	81,310	154,450
32	12,230	34,830	65,940	82	28,800	82,330	155,810
33	12,230	34,830	65,940	83	28,980	82,780	156,490
34	12,540	35,760	67,800	84	29,230	83,540	158,000
35	12,590	35,910	68,110	85	29,360	83,540	158,760
36	12,950	36,840	69,970	86	29,740	84,670	161,030
37	13,360	38,080	72,140	87	29,990	85,430	161,780
38	13,500	38,590	72,980	88	30,370	86,560	164,050
39	13,910	39,630	75,080	89	30,740	87,320	165,560
40	14,080	40,160	76,130	90	30,870	87,700	166,320
41	14,900	42,430	80,320	91	31,120	88,830	167,830
42	15,800	45,150	85,430	92	31,320	89,370	169,550
43	16,270	46,170	87,870	93	31,600	90,200	170,380
44	16,480	46,990	89,090	94	31,880	90,620	172,050
45	16,880	48,210	91,120	95	32,290	91,870	174,560
46	17,090	48,820	92,340	96	32,570	92,710	175,390
47	17,340	49,460	93,810	97	32,850	93,960	177,900
48	17,650	50,160	95,200	98	33,270	94,800	179,570
49	17,880	50,850	96,600	99	33,410	95,210	180,400
50	18,270	52,010	98,450	100	33,830	96,470	182,910

別表第9

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通学定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10kmまでの場合

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,790	10,800	20,450
2	3,790	10,800	20,450
3	3,790	10,800	20,450
4	4,610	13,140	24,840
5	4,980	14,180	26,910
6	5,360	15,300	28,980
7	6,260	17,820	33,800
8	6,880	19,550	37,040
9	7,270	20,790	39,310
10	7,490	21,330	40,500

(2) 発着区間の営業キロが10kmを超える場合

発着区間の営業キロが10kmを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃（別表第7）を適用する。

別表第10 幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860	51	12,330	35,150	66,600
2	2,760	7,830	14,860	52	12,630	36,010	68,250
3	2,760	7,830	14,860	53	12,820	36,560	69,270
4	3,190	9,060	17,170	54	13,010	37,080	70,290
5	3,450	9,880	18,710	55	13,300	37,930	71,880
6	3,720	10,600	20,100	56	13,570	38,650	73,250
7	4,000	11,420	21,620	57	13,690	39,030	73,950
8	4,410	12,570	23,820	58	13,980	39,900	75,550
9	4,710	13,390	25,360	59	14,250	40,610	76,930
10	4,840	13,800	26,140	60	14,490	41,300	78,220
11	5,710	16,280	30,830	61	14,560	41,500	78,660
12	5,840	16,610	31,480	62	14,870	42,370	80,260
13	5,960	16,990	32,210	63	15,150	43,190	81,800
14	6,120	17,450	33,030	64	15,370	43,800	82,980
15	6,120	17,450	33,030	65	15,600	44,460	84,240
16	7,510	21,410	40,590	66	15,880	45,260	85,780
17	7,680	21,900	41,460	67	16,040	45,720	86,600
18	7,680	21,900	41,460	68	16,470	46,930	88,940
19	7,800	22,260	42,180	69	16,550	47,200	89,410
20	7,950	22,670	42,950	70	16,840	47,970	90,880
21	8,110	23,110	43,780	71	17,030	48,550	92,010
22	8,230	23,490	44,490	72	17,290	49,340	93,450
23	8,230	23,490	44,490	73	17,640	50,280	95,280
24	8,340	23,770	45,040	74	17,810	50,750	96,170
25	8,370	23,850	45,200	75	17,980	51,230	97,060
26	8,410	23,990	45,450	76	18,230	51,950	98,420
27	8,410	23,990	45,450	77	18,470	52,660	99,730
28	8,550	24,350	46,160	78	18,790	53,570	101,530
29	8,550	24,350	46,160	79	18,900	53,870	102,060
30	8,700	24,780	46,920	80	19,220	54,800	103,840
31	8,810	25,110	47,600	81	19,590	55,840	105,800
32	8,810	25,110	47,600	82	19,780	56,390	106,800
33	8,890	25,360	48,050	83	20,050	57,160	108,290
34	8,940	25,520	48,360	84	20,250	57,710	109,360
35	9,190	26,180	49,590	85	20,530	58,530	110,900
36	9,250	26,370	49,960	86	20,740	59,060	111,900
37	9,280	26,460	50,140	87	21,000	59,880	113,440
38	9,530	27,170	51,500	88	21,270	60,600	114,830
39	9,570	27,310	51,740	89	21,350	60,860	115,300
40	9,860	28,100	53,230	90	21,660	61,750	117,020
41	10,100	28,790	54,540	91	21,910	62,410	118,280
42	10,300	29,340	55,610	92	22,220	63,330	119,980
43	10,590	30,190	57,210	93	22,440	63,940	121,160
44	10,740	30,600	57,970	94	22,530	64,240	121,710
45	11,030	31,450	59,590	95	22,860	65,150	123,440
46	11,150	31,830	60,290	96	23,060	65,700	124,510
47	11,290	32,140	60,890	97	23,290	66,380	125,760
48	11,600	33,040	62,620	98	23,590	67,240	127,410
49	11,800	33,670	63,800	99	23,710	67,560	128,010
50	12,130	34,580	65,530	100	23,900	68,160	129,140



別表第11

## 地方交通線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860	51	13,690	39,030	73,950
2	2,760	7,830	14,860	52	13,980	39,900	75,550
3	2,760	7,830	14,860	53	14,250	40,610	76,930
4	3,390	9,690	18,350	54	14,490	41,300	78,220
5	3,690	10,510	19,890	55	14,560	41,500	78,660
6	3,980	11,360	21,510	56	14,870	42,370	80,260
7	4,290	12,190	23,110	57	15,150	43,190	81,800
8	4,720	13,420	25,420	58	15,370	43,800	82,980
9	5,010	14,270	27,030	59	15,600	44,460	84,240
10	5,140	14,680	27,820	60	15,880	45,260	85,780
11	5,960	16,990	32,210	61	16,470	46,930	88,940
12	6,120	17,450	33,030	62	16,550	47,200	89,410
13	6,120	17,450	33,030	63	16,840	47,970	90,880
14	6,710	19,160	34,840	64	17,030	48,550	92,010
15	6,710	19,160	34,840	65	17,290	49,340	93,450
16	7,680	21,900	41,460	66	17,640	50,280	95,280
17	7,800	22,260	42,180	67	17,810	50,750	96,170
18	7,950	22,670	42,950	68	17,980	51,230	97,060
19	8,110	23,110	43,780	69	18,230	51,950	98,420
20	8,230	23,490	44,490	70	18,470	52,660	99,730
21	8,340	23,770	45,040	71	18,900	53,870	102,060
22	8,370	23,850	45,200	72	19,220	54,800	103,840
23	8,410	23,990	45,450	73	19,590	55,840	105,800
24	8,410	23,990	45,450	74	19,780	56,390	106,800
25	8,550	24,350	46,160	75	20,050	57,160	108,290
26	8,550	24,350	46,160	76	20,250	57,710	109,360
27	8,700	24,780	46,920	77	20,530	58,530	110,900
28	8,810	25,110	47,600	78	20,740	59,060	111,900
29	8,810	25,110	47,600	79	21,000	59,880	113,440
30	8,890	25,360	48,050	80	21,270	60,600	114,830
31	9,190	26,180	49,590	81	21,660	61,750	117,020
32	9,250	26,370	49,960	82	21,910	62,410	118,280
33	9,280	26,460	50,140	83	22,220	63,330	119,980
34	9,530	27,170	51,500	84	22,440	63,940	121,160
35	9,570	27,310	51,740	85	22,530	64,240	121,710
36	9,860	28,100	53,230	86	22,860	65,150	123,440
37	10,100	28,790	54,540	87	23,060	65,700	124,510
38	10,300	29,340	55,610	88	23,290	66,380	125,760
39	10,590	30,190	57,210	89	23,590	67,240	127,410
40	10,740	30,600	57,970	90	23,710	67,560	128,010
41	11,150	31,830	60,290	91	23,890	68,140	129,090
42	11,290	32,140	60,890	92	24,230	69,070	130,870
43	11,600	33,040	62,620	93	24,460	69,730	132,100
44	11,800	33,670	63,800	94	24,630	70,200	133,010
45	12,130	34,580	65,530	95	24,960	71,160	134,840
46	12,330	35,150	66,600	96	25,180	71,730	135,920
47	12,630	36,010	68,250	97	25,450	72,580	137,510
48	12,820	36,560	69,270	98	25,770	73,460	139,190
49	13,010	37,080	70,290	99	25,910	73,820	139,890
50	13,300	37,930	71,880	100	26,180	74,610	141,380

別表第12

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(1) 発着区間の営業キロが1～10kmまでの場合

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860
2	2,760	7,830	14,860
3	2,760	7,830	14,860
4	3,390	9,690	18,350
5	3,690	10,510	19,890
6	3,980	11,360	21,510
7	4,290	12,190	23,110
8	4,720	13,420	25,420
9	5,010	14,270	27,030
10	5,140	14,680	27,820

(2) 発着区間の営業キロが10kmを超える場合

発着区間の営業キロが10kmを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃（別表第10）を適用する。

## 2 航空

○国土交通省告示第 727 号（令和元年 10 月 28 日）

国 運 審 第 2 3 号  
令和元年 1 0 月 1 5 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令元第 9 0 0 1 号

令和元年 9 月 1 8 日付け国空事第 7 5 1 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

スカイマーク株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、成田（成田国際空港）～中部（中部国際空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、成田～中部間の路線については、令和元年11月29日からボーイング式B737-800型機を使用し、1週間に2往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとされており、国土交通大臣は、航空法第107条の3第3項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同条第1項に基づき、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて許可をすることとしている。なお、その許可の基準は以下のとおりである。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するのであること

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件申請は、次のとおり上記2. の要件を満たしている。

- ① 成田国際空港においては、発着規制として、1週間当たりの発着回数の上限を5, 753回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から21時台までの間は29～34回、22時台は20～22回及び23時台は15～17回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 成田～中部間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日3往復、日本航空株式会社が1日2往復の運航をそれぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進が図られ、これにより国際航空の拠点である成田国際空港との乗り継ぎ便を含む利用者の利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- (2) 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適當であると認める。

○国土交通省告示第2号（令和2年1月7日）

国運審第27号  
令和元年12月19日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ジェイエア、日本エアコンピューター株式会社、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社AIRDO、株式会社ソラシドエア、株式会社スターフライヤー、Peach・Aviation株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社、天草エアライン株式会社、株式会社フジドリームエアラインズ、オリエンタルエアブリッジ株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令元第9002号  
令元第9003号  
令元第9004号  
令元第9005号  
令元第9006号  
令元第9007号  
令元第9008号  
令元第9009号  
令元第9010号  
令元第9011号  
令元第9012号  
令元第9013号  
令元第9014号

令元第9015号  
令元第9016号  
令元第9017号  
令元第9018号  
令元第9019号  
令元第9020号  
令元第9021号  
令元第9022号  
令元第9023号  
令元第9024号  
令元第9025号  
令元第9026号  
令元第9027号  
令元第9028号  
令元第9029号  
令元第9030号  
令元第9031号  
令元第9032号  
令元第9033号  
令元第9034号  
令元第9035号  
令元第9036号  
令元第9037号  
令元第9038号  
令元第9039号  
令元第9040号  
令元第9041号  
令元第9042号  
令元第9043号  
令元第9044号  
令元第9045号  
令元第9046号  
令元第9047号  
令元第9048号

令和元年11月19日付け国空事第1093号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

日本航空株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、日本トランスオーシャン航空株式会社の申請に係る混雑空港（東京国際空港、関西国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、株式会社ジェイエアの申請に係る混雑空港（東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、日本エアコンピューター株式会社の申請に係る混雑空港（大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、全日本空輸株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、ANAウイングス株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、スカイマーク株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、東京国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、株式会社AIRDOの申請に係る混雑空港（東京国際空港）を使用して運航を行うこと、株式会社ソラシドエアの申請に係る混雑空港（東京国際空港）を使用して運航を行うこと、株式会社スターフライヤーの申請に係る混雑空港（東京国際空港、関西国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、Peach Aviation株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、関西国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、ジェットスター・ジャパン株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、関西国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、春秋航空日本株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港）を使用して運航を行うこと、アイベックスエアラインズ株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、天草エアライン株式会社の申請に係る混雑空港（大阪国際空港及び福岡空港）を使用して運航を行うこと、株式会社フジドリームエアラインズの申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うこと、オリエンタルエアブリッジ株式会社の申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うこと、エアアジア・ジャパン株式会社の申請に係る混雑空港（福岡空港）を使用して運航を行うことについては、いずれも許可することが適当である。

## 理 由

1. 各申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件を申請したものである。
2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。



## (1) 成田国際空港関係

- ① 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大5,753回とするとともに、30分間の発着回数について6時台から21時台までの間は29～34回、22時台は20～22回及び23時台は15～17回とするなどの発着調整基準が設けられている。

日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式会社、Peach・Aviation株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社及びアイベックスエアラインズ株式会社は、それぞれ別表に掲げる運航計画のとおり成田国際空港を使用して運航を行おうとするものである。これらの申請者の運航計画において定める同空港での発着は、同空港における各申請者の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、これらの申請者の成田国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間(環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間。以下同じ。)からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、これらの申請者の成田国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者(8事業者)は、成田国際空港を使用して24路線1日当たり75.7往復を運航するものである。

また、成田国際空港に係る各申請者の路線の運航は、国内主要空港と国際航空の拠点である成田国際空港を結ぶ国内航空路線網を形成するものであり、国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の維持に資するものであることに加え、低価格の運賃を提供するLCCの参入を通じて利用者の選択肢が広がっており、国内区間の新たな航空需要の拡大につながることで、利用者利便に適合する輸送サービスが提供されている。

以上により、成田国際空港に係る本件各申請は、成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

## (2) 東京国際空港関係

- ① 東京国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について0時から5時台は13～20回、6時台は53回、7時台は53回、8時から21時台は80回、22時台は53回、23時台について前半30分は8回、後半30分は6～8回とするなどの発着調整基準が設けられている。

日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ジェ

イエア、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社AIRDO、株式会社ソラシドエア及び株式会社スターフライヤーは、それぞれ別表に掲げる運航計画のとおり東京国際空港を使用して運航を行おうとするものである。これらの申請者の運航計画において定める同空港での発着は、同空港における各申請者の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、これらの申請者の東京国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、これらの申請者の東京国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者（8事業者）は、東京国際空港を使用して48路線1日当たり498.6往復を運航するものである。

東京国際空港に係る各申請者の路線の運航は、幹線はもとより首都圏と地方空港を結ぶ最大の国内航空路線網を形成するものである。地方路線の形成及び充実に向けた取組として、本年9月に実施した東京国際空港における発着枠の見直しに当たっては、既存の発着枠を航空会社から一部回収し、評価した上で、地方枠として再配分されている。また、地域と航空会社とのパートナーシップを通じて地域の実情に合った需要喚起策等の取組を促進するため、地域及び航空会社による提案に対するコンテストを通じて、発着枠を配分する仕組みを平成26年から導入し、本年9月の発着枠の見直しにあたっては増枠を行っており、地域の活性化、地域住民生活の利便性の向上が図られている。

また、少便数路線に係る発着枠の調整ルールが定められており、少便数路線の維持及び充実が図られ、多様な輸送網が確保されている。

以上により、東京国際空港に係る本件各申請は、東京国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

### （3）関西国際空港関係

- ① 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を45回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ジェイエア、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、株式会社スターフライヤー、Peach Aviation株式会社及びジェットスター・

ジャパン株式会社は、それぞれ別表に掲げる運航計画のとおり関西国際空港を使用して運航を行おうとするものである。これらの申請者の運航計画において定める同空港での発着は、同空港における各申請者の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、これらの申請者の関西国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、これらの申請者の関西国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者（9事業者）は、関西国際空港を使用して17路線1日当たり62.1往復を運航するものである。

関西国際空港に係る各申請者の路線の運航は、関西国際空港の特性を生かし、大阪国際空港が利用できない時間帯にも路線を設定するなど、大阪国際空港に係る路線の運航と相まって、関西圏と各地を結ぶ国内航空路線網を形成するものである。

また、低価格の運賃を提供するLCCの参入を通じて利用者の選択肢が広がっており、国内区間の新たな航空需要の拡大につながることで、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されている。

以上により、関西国際空港に係る本件各申請は、関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

#### （4）大阪国際空港関係

- ① 大阪国際空港においては、発着規制として、1日の発着回数を370回（うちジェット機200回、低騒音機170回）、1時間の発着回数を36回（うち到着回数20回）、連続する3時間の発着回数を93回（うち到着回数60回）とする発着調整基準が設けられている。

日本航空株式会社、株式会社ジェイエア、日本エアコミューター株式会社、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社及び天草エアライン株式会社は、それぞれ別表に掲げる運航計画のとおり大阪国際空港を使用して運航を行おうとするものである。これらの申請者の運航計画において定める同空港での発着は、同空港における各申請者の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。また、これらの申請者の大阪国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、これらの申請者の大阪国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者（7事業者）は、大阪国際空港を使用して26路線1日当たり185往復を運航するものである。

大阪国際空港に係る各申請者の路線の運航は、関西国際空港に係る路線の運航と相まって、関西圏と各地を結ぶ国内航空路線網を形成するものであり、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されている。

また、東京国際空港とは異なる路線を形成しており、関西圏の需要に適合した国内航空路線網を形成している。

以上により、大阪国際空港に係る本件各申請は、大阪国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

#### （5）福岡空港関係

- ① 福岡空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を35回（うち到着回数20回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

日本航空株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ジェイエア、日本エアコンピューター株式会社、全日本空輸株式会社、ANAウイングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社スターフライヤー、Peaach・Aviation株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社、株式会社フジドリームエアラインズ、天草エアライン株式会社、オリエンタルエアブリッジ株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社は、それぞれ別表に掲げる運航計画のとおり福岡空港を使用して運航を行おうとするものである。これらの申請者の運航計画において定める同空港での発着は、同空港における各申請者の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。また、これらの申請者の福岡空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、これらの申請者の福岡空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者（15事業者）は、福岡空港を使用して27路線1日当たり185往復を運航するものである。

福岡空港に係る各申請者の路線の運航は、幹線はもとより地方航空路線を形成するものである。また、低価格の運賃を提供するLCCの参入を通じて利用者の選択肢が広がっており、国内区間の新たな航空需要の拡大につながるにより、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されている。

以上により、福岡空港に係る本件各申請は、福岡空港を適切かつ合理的に

使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件各申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

1 日本航空株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式787-8型及びボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 福岡	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 札幌	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 名古屋（中部国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式787-8型及びボーイング式737-800型

【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日15往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 福岡	1日17往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A350-900型
東京（東京国際空港）～ 札幌	1日16.4往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A350-900型
東京（東京国際空港）～ 那覇	1日12往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型、ボーイング式777-200型、ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A350-900型
東京（東京国際空港）～ 女満別	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 旭川	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～ 釧路	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 帯広	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 函館	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 青森	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 三沢	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

東京（東京国際空港）～ 秋田	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 小松	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 名古屋（中部国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 南紀白浜	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 岡山	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 広島	1日8往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 山口宇部	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 出雲	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 徳島	1日7往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 高松	1日7往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 高知	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 松山	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 北九州	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 大分	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 長崎	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 熊本	1日8往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 宮崎	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 鹿児島	1日8往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 奄美	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【関西国際空港】

路線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 札幌	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【大阪国際空港】

路線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 東京（成田国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式787-8型及びボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日15往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
大阪（大阪国際空港）～ 福岡	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 札幌	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 那覇	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型
大阪（大阪国際空港）～ 奄美	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【福岡空港】

路線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（東京国際空港）	1日17往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A350-900型
福岡～東京（成田国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～大阪（大阪国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～札幌	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

2 日本トランスオーシャン航空株式会社

【東京国際空港】

路線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～ 石垣	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 宮古	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型



【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 石垣	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～那覇	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

3 株式会社ジェイエア

【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～ 三沢	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
東京（東京国際空港）～ 山形	1日2往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
東京（東京国際空港）～ 南紀白浜	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型

【大阪国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 福岡	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型及びエンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 函館	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 青森	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 三沢	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 花巻	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
大阪（大阪国際空港）～ 秋田	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 山形	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
大阪（大阪国際空港）～ 仙台	1日8往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型及びエンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 新潟	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 出雲	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型

大阪（大阪国際空港）～ 隠岐	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
大阪（大阪国際空港）～ 松山	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型及びエンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 大分	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
大阪（大阪国際空港）～ 長崎	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 熊本	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
大阪（大阪国際空港）～ 宮崎	1日5往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
大阪（大阪国際空港）～ 鹿児島	1日7往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型及びエンブラエル式ERJ190型

【福岡空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
福岡～ 大阪（大阪国際空港）	1日3往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型及びエンブラエル式ERJ190型
福岡～花巻	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～仙台	1日2往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ190型
福岡～徳島	1日2往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～高知	1日2往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～松山	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～宮崎	1日7往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～奄美	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型

【関西国際空港】

2月ダイヤでは運航予定はないが、機材繰り等により運航を実施。

4 日本エアコミューター株式会社

【大阪国際空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
大阪（大阪国際空港）～ 但馬	1日2往復	令和2年2月1日	ATR式42-500型
大阪（大阪国際空港）～ 屋久島	1日1往復	令和2年2月1日	ATR式42-500型

【福岡空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
福岡～出雲	1日2往復	令和2年2月1日	A T R式42-500型
福岡～鹿児島	1日1往復	令和2年2月1日	A T R式42-500型
福岡～屋久島	1日1往復	令和2年2月1日	A T R式42-500型

5 全日本空輸株式会社

【成田国際空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
東京（成田国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日1.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型及びエアバス式A320-211型
東京（成田国際空港）～ 福岡	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 那覇	1日1.4往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式767-300型及びボーイング式767-300F型
東京（成田国際空港）～ 名古屋（中部国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-211型
東京（成田国際空港）～ 北九州	1日0.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300F型

【東京国際空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
東京（東京国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日14.9往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式767-300型、エアバス式A320-211型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 福岡	1日17往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型、ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～ 札幌	1日15.4往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型、ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 那覇	1日12往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型、ボーイング式777-200型、ボーイング式787-9型、ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 稚内	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

東京（東京国際空港）～ 函館	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 秋田	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型、エアバス式A320-211型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 大館能代	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 庄内	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 八丈島	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 富山	1日0.6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 小松	1日2.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 能登	1日0.5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 神戸	1日1.9往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 岡山	1日4.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 鳥取	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 米子	1日5.9往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 広島	1日10往復	令和2年2月1日	ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 岩国	1日4.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型、エアバス式A320-211型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 山口宇部	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～ 石見	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 徳島	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 高松	1日4.1往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 高知	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型

東京（東京国際空港）～ 松山	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～ 大分	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 熊本	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 佐賀	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 長崎	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型及びボーイング式787-8型
東京（東京国際空港）～ 宮崎	1日1.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 鹿児島	1日5.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A320-211型
東京（東京国際空港）～ 石垣	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式787-8型及びエアバス式A321-211型
東京（東京国際空港）～ 宮古	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型、エアバス式A320-211型及び式A321-211
大阪（関西国際空港）～ 福岡	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 札幌	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日2.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300F型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A320-211型
大阪（関西国際空港）～ 石垣	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（関西国際空港）～ 宮古	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【大阪国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 東京（成田国際空港）	1日1.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型及びエアバス式A320-211型
大阪（大阪国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日14.9往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型、ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
大阪（大阪国際空港）～ 福岡	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 札幌	1日3.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型、ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型
大阪（大阪国際空港）～ 那覇	1日2.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
大阪（大阪国際空港）～ 仙台	1日3往復	令和2年2月2日	ボーイング式767-300型及びエアバス式A321-211型
大阪（大阪国際空港）～ 福島	1日0.7往復	令和2年2月3日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 新潟	1日1往復	令和2年2月4日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 松山	1日1.8往復	令和2年2月5日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 熊本	1日2往復	令和2年2月6日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 長崎	1日1往復	令和2年2月7日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 宮崎	1日1.5往復	令和2年2月8日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 鹿児島	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びエアバス式A321-211型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（東京国際空港）	1日17往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-300型、ボーイング式777-200型、ボーイング式787-8型及びボーイング式767-300型
福岡～東京（成田国際空港）	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～大阪（大阪国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型
福岡～大阪（関西国際空港）	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～札幌	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式777-200型及びボーイング式787-8型
福岡～那覇	1日2.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-800型

## 【成田国際空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
東京（成田国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日0.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 福岡	1日1.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型、ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 札幌	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 仙台	1日2往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
東京（成田国際空港）～ 新潟	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
東京（成田国際空港）～ 名古屋（中部国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボンバルディア式DHC-8-400型

## 【東京国際空港】

路 線	運 航 回 数	運 航 開 始 日	使 用 航 空 機 の 型 式
東京（東京国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日0.1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 福岡	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 札幌	1日1.6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 那覇	1日0.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 稚内	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 紋別	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 中標津	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 釧路	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 函館	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 秋田	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 大館能代	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 庄内	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 富山	1日3.4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

東京（東京国際空港）～ 小松	1日1.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 能登	1日1.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 名古屋	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 神戸	1日0.1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 岡山	1日0.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 鳥取	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 米子	1日0.1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 岩国	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 石見	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 徳島	1日3.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 高松	1日1.9往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 佐賀	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 宮崎	1日3.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 鹿児島	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 福岡	1日0.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 札幌	1日2.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 石垣	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 宮古	1日0.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【大阪国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 東京（成田国際空港）	1日0.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型



大阪（大阪国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日0.1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 福岡	1日2.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 札幌	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 那覇	1日0.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 函館	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 青森	1日3往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 秋田	1日3往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 仙台	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 福島	1日1.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型及びボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 新潟	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 松山	1日7.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 高知	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 大分	1日3往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 熊本	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 長崎	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
大阪（大阪国際空港）～ 宮崎	1日4.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型
大阪（大阪国際空港）～ 鹿児島	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型及びボンバルディア式DHC-8-400型

【福岡空港】

路線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（東京国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
福岡～東京（成田国際空港）	1日1.5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型、ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
福岡～大阪（大阪国際空港）	1日2.8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型及びボンバルディア式DHC-8-400型
福岡～大阪（関西国際空港）	1日0.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～名古屋（中部国際空港）	1日2.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型

福岡～小松	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型
福岡～札幌	1日0.2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～仙台	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型
福岡～新潟	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
福岡～対馬	1日5往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
福岡～福江	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
福岡～宮崎	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式DHC-8-400型
福岡～那覇	1日5.7往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型、ボーイング式737-700型及びボーイング式737-800型
福岡～石垣	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-500型及びボーイング式737-800型

7 スカイマーク株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～名古屋	1日0.3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～福岡	1日11往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～札幌	1日8往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～那覇	1日6往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～神戸	1日7往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～鹿児島	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（東京国際空港）	1日11往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～札幌	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
福岡～茨城	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

福岡～那覇	1日4.0往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
-------	---------	----------	----------------

## 8 株式会社AIRDO

### 【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～札幌	1日11.4往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-700型
東京（東京国際空港）～旭川	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～函館	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型
東京（東京国際空港）～女満別	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式767-300型及びボーイング式737-700型
東京（東京国際空港）～帯広	1日3往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型
東京（東京国際空港）～釧路	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-700型

## 9 株式会社ソラシドエア

### 【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～宮崎	1日7往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～熊本	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～長崎	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～鹿児島	1日5往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～大分	1日4往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

## 10 株式会社スターフライヤー

### 【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～大阪（関西国際空港）	1日5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型
東京（東京国際空港）～福岡	1日8往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型
東京（東京国際空港）～山口宇部	1日3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型
東京（東京国際空港）～北九州	1日11往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（東京国際空港）	1日8往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型
福岡～名古屋（中部国際空港）	1日6往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-214型

11 Peach Aviation株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日1.9往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
東京（成田国際空港）～ 福岡	1日2往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
東京（成田国際空港）～ 札幌	1日7往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
東京（成田国際空港）～ 那覇	1日2往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
東京（成田国際空港）～ 奄美	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
東京（成田国際空港）～ 石垣	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（成田国際空港）	1日1.9往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 福岡	1日2往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 札幌	1日3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 釧路	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 仙台	1日3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 新潟	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 松山	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 長崎	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型

大阪（関西国際空港）～ 宮崎	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 鹿児島	1日2.4往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 奄美	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
大阪（関西国際空港）～ 石垣	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（成田国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
福岡～札幌	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
福岡～大阪（関西国際空港）	1日2往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型
福岡～那覇	1日2.8往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-200型

12 ジェットスター・ジャパン株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日3.5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 福岡	1日6.7往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 札幌	1日5.7往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 那覇	1日2.5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 庄内	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 高松	1日2.3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 松山	1日2.3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 高知	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 熊本	1日2.4往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 大分	1日1.5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 鹿児島	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 長崎	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型

東京（成田国際空港）～ 宮崎	1日1.3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
東京（成田国際空港）～ 宮古	1日0.6往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（成田国際空港）	1日3.5往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
大阪（関西国際空港）～ 福岡	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
大阪（関西国際空港）～ 札幌	1日1.7往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日1.3往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
大阪（関西国際空港）～ 高知	1日0.6往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
大阪（関西国際空港）～ 熊本	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～東京（成田国際空 港）	1日6.7往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
福岡～大阪（関西国際空 港）	1日1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型
福岡～名古屋（中部国際 空港）	1日3.1往復	令和2年2月1日	エアバス式A320-232型

13 春秋航空日本株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 札幌	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 広島	1日2往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 佐賀	1日1往復	令和2年2月1日	ボーイング式737-800型

14 フジドリームエアラインズ株式会社

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～新潟	1日1往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～松本	1日2往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型

福岡～静岡	1日4往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型
福岡～小牧	1日5往復	令和2年2月1日	エンブラエル式ERJ170型

15 アイベックスエアラインズ株式会社

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 仙台	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
東京（成田国際空港）～ 小松	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
東京（成田国際空港）～ 広島	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型

【大阪国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 福岡	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
大阪（大阪国際空港）～ 仙台	1日2往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
大阪（大阪国際空港）～ 福島	1日2往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
大阪（大阪国際空港）～ 新潟	1日3往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
大阪（大阪国際空港）～ 大分	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～ 大阪（大阪国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
福岡～仙台	1日4往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
福岡～ 名古屋（中部国際空港）	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
福岡～小松	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型
福岡～新潟	1日1往復	令和2年2月1日	ボンバルディア式CL-600-2C10 型

16 天草エアライン株式会社

【大阪国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（大阪国際空港）～ 熊本	1日1往復	令和2年2月1日	ATR式42-500型

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～天草	1日3往復	令和2年2月1日	ATR式42-500型

17 オリエンタルエアブリッジ株式会社

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～小松	1日2往復	令和2年2月1日	DHC-8-Q400型
福岡～福江	1日3往復	令和2年2月1日	DHC-8-Q200型及びDHC-8-Q400型
福岡～宮崎	1日5往復	令和2年2月1日	DHC-8-Q400型

18 エアアジア・ジャパン株式会社

【福岡空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
福岡～ 名古屋（中部国際空港）	1日0.4往復	令和2年2月22日	エアバス式A320-216

（注） 運航回数については令和2年2月中の1日あたりの平均往復回数を記載。



## IV 公聴会

### 鉄・軌道

○北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客の運賃及び料金の上限変更認可申請事案  
(令元第3001号)

#### ・概要

開催日時	開催場所	主宰
令和元年7月1日(月) 13時00分～14時55分	札幌第2合同庁舎 9階講堂 (札幌市中央区大通西10丁目)	運輸審議会

#### ・出席者

##### 運輸審議会委員

氏名	職名
原田 尚志	会長
牧 満	会長の職務を代理する常勤の委員
河野 康子	委員(非常勤)
根本 敏則	委員(非常勤)
山田 攝子	委員(非常勤)
和田 貴志	委員(非常勤)

##### 申請者陳述人

氏名	年齢	職名
島田 修	61歳	北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
小山 俊幸	62歳	北海道旅客鉄道株式会社 取締役副社長
綿貫 泰之	57歳	北海道旅客鉄道株式会社 常務取締役
林 雅子	50歳	北海道旅客鉄道株式会社 営業部長
今村 紳彌	50歳	北海道旅客鉄道株式会社 経営企画部専任部長

##### 一般公述人

氏名	年齢	職名	賛否
地脇 聖孝	48歳	安全問題研究会 代表	反対
小室 正範	67歳	北の鉄路存続を求める会 事務局長	反対
武田 泉	56歳	大学教職員	反対

## V 説明聴取事案

### ○鉄・軌道

認定月日	申請者	事案の内容
8月1日	北総鉄道株式会社	鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請
10月8日	札幌市	軌道運送高度化実施計画変更認定申請
10月17日	広島電鉄株式会社	広島駅南口広場再整備に係る軌道事業の特許申請

## VI 過去の答申に基づくフォローアップ

### ○自動車

審議月日	事案の内容	対象答申	説明部局
12月17日	タクシー特定地域の現状について	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長について（平成30年5月17日、同年7月5日、平成31年2月26日及び令和元年6月6日答申）	自動車局

## VII 報告聴取

月 日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
7月4日	グリーンスローモビリティの推進について	総 合 政 策 局
7月11日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律について	住 宅 局
7月23日	令和元年版交通安全白書について	総 合 政 策 局
7月30日	先行する欧州における MaaS の動向に関する調査結果（中間報告）の概要	国土交通政策研究所
8月1日	交通政策白書について	総 合 政 策 局
8月20日	観光白書について	観 光 庁
8月22日	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律について	土地・建設産業局
8月27日	国土交通白書について	総 合 政 策 局
8月29日	首都圏白書について	都 市 局
9月3日	大手民鉄の決算状況及び設備投資計画について	鉄 道 局
9月5日	自動車事故対策機構の業務概要について	自動車事故対策機構
9月10日	生産性革命プロジェクトについて	総 合 政 策 局
9月12日	海事レポートについて	海 事 局
9月17日	気象業務はいま2019について	気 象 庁
9月26日	JR7社の決算状況について	鉄 道 局
10月1日	インフラシステム海外展開行動計画2019について	総 合 政 策 局
10月10日	本邦主要航空会社の決算概要について	航 空 局
10月15日	スーパー・メガリージョン構想検討会最終とりまとめについて	国 土 政 策 局
10月17日	運輸安全委員会年報2019について	運輸安全委員会事務局
10月24日	ホームドアの更なる整備促進に向けた提言について	鉄 道 局
10月29日	消費税率引き上げに伴う運賃改定について	鉄道局・自動車局
10月31日	ASEAN コールドチェーン物流の推進に関する国土交通省の取組	総 合 政 策 局
11月5日	航空輸送の安全にかかわる情報について	航 空 局
11月7日	空港制限区域内の自動走行に係る実証実験について	航 空 局
11月12日	空港における保安対策について	航 空 局
11月14日	クルーズ動向とクルーズ振興への取組み	港 湾 局
11月19日	鉄道における自動運転について	鉄 道 局
11月28日	標準的な運賃の告示制度について	自 動 車 局
12月5日	標準的な運賃の告示制度について	自 動 車 局
12月17日	標準的な運賃の告示制度について	自 動 車 局

## VIII 委員の構成等

### ○委員

令和元年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	原 田 尚 志
会長の職務を代理する常勤の委員	牧 満
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	根 本 敏 則
委員(非常勤)	山 田 攝 子
委員(非常勤)	和 田 貴 志

### ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

令和元年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	牧 満
部会長の職務を代理する委員	山 田 攝 子
委員	和 田 貴 志
専 門 委 員	井 川 勇 喜 夫
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	井 料 美 帆
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	酒 井 ゆ き え
専 門 委 員	佐 々 木 司
専 門 委 員	渡 辺 研 司

### ○事案処理職員

令和元年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
総合政策局 次長(運輸審議会審理室長)	石 井 昌 平
総合政策局 運輸審議会審理室 企画官	紺 野 博 行
総合政策局 運輸審議会審理室 調査官	富 田 晃 生
総合政策局 運輸審議会審理室 課長補佐	原 佳 大
総合政策局 運輸審議会審理室 専門官	大 沢 秀 夫
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	塚 田 裕 介
総合政策局 運輸審議会審理室 係員	内 藤 貴 洋



運輸審議会半年報

令和元年7月～12月